平成２７年（フ）第２４１号
仙台市泉区上谷刈字赤坂７番地の８　赤坂ハイツ103
債務者　鈴木　義久
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
茨城県水戸市松本町２番33号　レフィナードＫＩ・202号
債務者　廣澤早友里
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７６号
茨城県水戸市住吉町83番地の２　ジョイフルラビットハウス101号
債務者　高橋　正行
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８８号
茨城県ひたちなか市大字馬渡3009番地の27
債務者　本田　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１４号
茨城県水戸市内原町1654番地の２、旧住所茨城県笠間市随分附1164番地103　ＪＰ大沢４号
債務者　小林亜津美
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２４３号
埼玉県新座市北野３丁目19番９号　キタノハイツ205号室、旧住所埼玉県新座市野火止６丁目８番13号　ＦＩＳ新座
債務者　玉城　英之
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
埼玉県川口市芝樋ノ爪２丁目５番５号　小宮ハイツ３号
債務者　日向　久典
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
埼玉県加須市久下１丁目２番地３　ラ・ヴェルベール103
債務者　北向　幸子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
千葉県木更津市請西４丁目１番44号　エスユーイー202
債務者　小柴奈保子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２３号
千葉県袖ケ浦市のぞみ野51番地13
債務者　石崎眞由美（旧姓小口）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第９６号
岐阜県羽島郡岐南町みやまち１丁目119番地
債務者　村山　　優
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７１号
静岡県富士市南松野1790番地の１、前住所静岡県富士市南松野819番地の１
債務者　久保田久惠
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５１号
三重県鈴鹿市高岡台４丁目11番２号　県営住宅高岡山杜の郷Ｒ２棟301号室
債務者　國分　梨沙
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５０号
住居所不定、最後の住所大津市和邇南浜11番地の１、住民票上の前住所大津市滋賀里２丁目15番18号
債務者　釣具半魚人こと　西川　　亨
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５６号
滋賀県野洲市栄21番３号
債務者　川畑　利夫
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６号
滋賀県高島市城山台２丁目11番地３　ボヌール城山台101号室、前住所滋賀県高島市新旭町熊野本322番地18
債務者　菅原　直紀
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８５号
大津市山上町２番41号　レークサイド西大津103
債務者　吉岡　政憲
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大津地方裁判所民事部